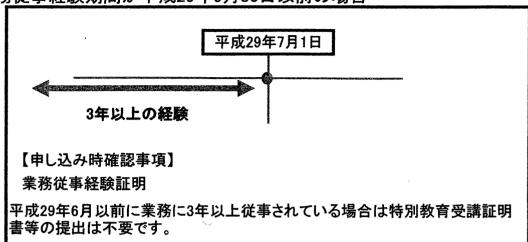
技能講習・特別教育受講料等一覧

	講習名称		受講料		受講資格
			組合員	組合員外	文語具作
作業主任者 技能講習	足場の組立て等		8,000円	8,000円+1,500円	21歳以上で3年以上の実務経験※1
	木造建築物		8,000円	8,000円+1,500円	21歳以上で3年以上の実務経験
	石綿		10,000円	10,000円+1,500円	18歳以上
技能講習	玉掛け		16,500円	16,500円+1,500円	18歳以上で半年以上の実務経験者
	小型移動式クレーン		22,500円	22,500円+1,500円	18歳以上
	高所作業車	第1号	34,000円	34,000円+1,500円	18歳以上で、下記の免許・資格のいずれかを取得されている方 第1号 ・移動式クレーン運転士免許 ・小型移動式クレーン運転技能講習 第2号 ・普通・準中型・中型・大型・大特の運転免許 ・建設機械施工技術検定1級・2級(種不問) ・フォークリフト運転技能講習 ・ショベルローダー等運転技能講習 ・本整地運搬車運転技能講習 ・不整地運搬車運転技能講習 ・車両系建設機械運転技能講習 ・車両系建設機械運転技能講習
		第2号	36,000円	36,000円+1,500円	
特別教育	職長・安全衛生責任者		8,000円	8,000円+1,500円	18歳以上
	フルハーネス		6,000円	8,000円	18歳以上

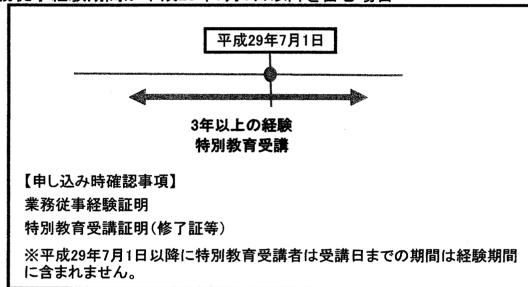
^{※1} 平成29年7月1日以降に足場の組立て等の業務に係る特別教育を受講された方は、受講日までの期間は経験期間に含まれません。

足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格

○ 業務従事経験期間が平成29年6月30日以前の場合



〇 業務従事経験期間が平成29年7月1日以降を含む場合



〇 業務従事が平成27年7月1日以降の場合

